

令和6年分

確定申告のご案内

確定申告期間

所得税および復興特別所得税

2月17日～3月17日

個人事業者の消費税および地方消費税

2月17日～3月31日

贈与税

2月3日～3月17日

申告書作成に関する相談が受けられます

◎日本橋・京橋税務署では、2月14日まで所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税ならびに贈与税の相談が受けられます(土・日曜日、祝日を除く)。

◎日本橋税務署管内の方の譲渡所得・贈与税の申告相談は、京橋税務署(資産課税部門)へ電話でお問い合わせください。

◎混雑回避のため、入場整理券を配布しますが、状況に応じて後日の来署をお願いする場合があります。

◎2月17日～3月17日は東京国税局で申告書作成会場が設置されます。詳細は「区のおしらせ ちゅうおう」2月1日号に掲載予定です。

e-Tax申告をご活用ください

パソコンやスマートフォンで申告できるe-Taxをご利用ください。

マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。



詳しくは国税庁へ



(マイナポータル連携の概要)



詳しくはデジタル庁へ



(マイナポータル連携の事前準備)



ふるさと納税ワンストップ特例制度を

利用している方

特例を受けたふるさと納税の金額も寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります。

申告書などの控えへの収受日付印の押印

1月から、申告書などの控えに収受日付印を押印しません。書面での申告書などを提出する際には、提出用のみを提出してください。



詳しくは国税庁へ

申告書などの提出方法

①管轄税務署の総合窓口へ直接提出

②次の宛先へ郵送(提出先の税務署により宛先名が異なります。)

〒100-8156

千代田区大手町1-3-3

大手町合同庁舎3号館

[日本橋税務署管内の方]

「東京国税局業務センター大手町分室(日本橋税務署)」宛て

[京橋税務署管内の方]

「東京国税局業務センター大手町分室(京橋税務署)」宛て

問東京国税局電話相談センター

午前8時30分～午後5時

(土・日曜日、祝日を除く)

◎税務署の代表電話から音声案内で0番を選択

日本橋税務署

☎(3663)8451

京橋税務署

☎(4434)0011

税理士による無料申告相談をご利用ください

日本橋税務署管内の方

日2月4日(火)～7日(金)

午前9時30分～正午(受け付けは午前11時まで)

午後1時～5時(受け付けは午後4時まで)

場人形町区民館1、2号室

京橋税務署管内の方

日1月28日(火)～2月6日(木)(土・日曜日を除く)

午前9時30分～正午(受け付けは午前11時まで)

午後1時～5時(受け付けは午後4時まで)

場月島区民センター1階会議室

共通

※年金受給者、給与所得者、小規模納税者

◎小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方で、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方です。

内所得税・個人事業者の消費税に関する相談

◎土地、建物および株式などの譲渡所得、相続税・贈与税の申告書作成・相談は行いません。

甲各税務署のHPから申し込む。

問東京税理士会日本橋支部

☎(3662)3979

東京税理士会京橋支部

☎(3553)1788

事前申し込みHP

(日本橋税務署管内)



事前申し込みHP

(京橋税務署管内)



日曜納税相談をご利用ください

日2月2日(日)

午前10時～午後4時

場区役所2階税務課

※平日に納税相談ができない方、一時的に納税することが困難な方など

内納税相談

◎課税内容に関する相談、申告受け付けや課税・納税証明書の発行はできません。

◎区からの納税通知書や督促状などをお持ちください。

申当日、直接区役所2階税務課へ。

問税務課整理係

☎(3546)5283

